

を求める請願を“全会一致”で採択

が提出され、本会議において議員2名から賛成討論ののち、全会一致で採択しました。
案され、意見書についても全会一致で採択しました。
定し、10月10日に回答がありました。



意見書概要

来年3月末をもって、さくら保育所が強行的に閉所されるとの危機感から、800名以上にのぼる保護者等の署名を背景に請願書が提出された。この請願書は、子どもたちの健やかな成長を願う親としての痛切な思いであり、まさに、保護者や子どもたち、市民の心の叫びである。保護者の願いは民営化に反対するものではなく、子どもたちの心身を気づかい、優しく負担のかからない慎重な移行を求めるものであり、これは親として当然の願いである。

一方、既に保育所に入所している全ての児童には保育を受ける権利が保障されており、保護者等の合意が得られなければ、行政や議会といえども勝手に保育所を廃止することはできない。

この請願書の趣旨を熟慮し、かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

1. 保育を受ける権利を尊重し、市長及び執行部のみで、廃止時期を決定するのではなく、現在、入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を、合意決定すること。
2. 新設される民間の保育所については、応募する保護者の不安を解消する観点から、詳細な説明を丁寧に行い、説明責任を果たすこと。
3. 仮に、さくら保育所の設置管理条例を提案する場合の時期については、上記2点が合意形成された後に提案すること。

以上、意見書を提出する。

請願の処理経過及び結果について、市から次のとおり回答がありました

- 1 さくら保育所は、当面維持・継続いたしますが、廃止時期については、現在入所している保護者の合意を基本に決定いたします。
- 2 新設される民間保育所の住民説明会については、10月12日及び26日に開催を予定しております。
今後開催いたします説明会については、保護者会と調整を密にした上で実施してまいります。
- 3 さくら保育所の設置管理条例については、上記を尊重して、議会に提案してまいります。

市立さくら保育所の維持・継続



子どもの健やかな成長を願う親の思いのつまった請願書（10名の議員が紹介議員）その後、委員会発議により「市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書」が提
なお、当請願に対する処理経過及び結果について、市からの報告を求めることを決

市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

【陳情趣旨】

宮嶋市長は4月25日のさくら保育所の保護者説明会で、「民間の3業者がそろって建設されれば、さくら保育所は来年3月末に廃止する」と発言されましたが、私たち保護者と致しましては、全くもって納得のできるものではありません。

私たちは保育所の民営化に反対しているわけではありませんが、さくら保育所の民営化の話が出てから既に3年目になります。これまで、民営化に関する情報を集めることに奔走し、徐々に明らかになる事実精神的な苦痛を受ける日々を過ごしてまいりました。より良い民営化を進めてもらうために、何度も市に対し保護者の意見や要望を訴えてきましたが計画に反映されておられません。私たちは何よりも子ども達の心と体に優しく負担のかからない穏やかな移行を願っています。しかし、民間が建設するという保育園は9月～10月着工で、見学も出来なければ完成する保証もなく、引継ぎなど今後のスケジュールについても提示されておられません。

新しい保育園の詳細な情報も未だ明らかになっていない状況で11月に入所希望の選択を迫られることは利用者にとっては大変困難です。まして子ども達にとって、環境も先生も保育方針もすべて変わってしまうことは大きな精神的負担になるであろうということは容易に想像ができ、大変心配しております。経済的合理性という観点のみでこの民営化計画が進められるのであれば、私たちは子どもの保護者として前向きに対処することはできません。

このようなことを踏まえ、新しい民間の保育園が地域に定着するまで、公立であるさくら保育所を維持・継続していただきたいと考え、ここに請願致します。

【賛成討論抜粋】

市長がまったく聞く耳を持っていないため、議会に請願という方法を取らざるをえなかったと真剣に訴えている。「市民目線」とのギャップが激しいのではないかと。あまりに市長の専行が過ぎると思う。

市長の子どもたちや保護者を置き去りにする姿勢にびっくりするだけです。

長年、歴史を積み重ねてきたさくら保育所への思い、子供たちを大切に思って行動する保護者の思い、このような熱意のある人達がたくさんいることは、かすみがうら市の誇りではないのですか。

※紹介議員については、豆辞典を参照願います。

法令遵守を求める決議 “全会一致”で可決

～敬老祝金の給付を勧告～

（条例に従って予算を執行することは市長の責務であるとして、議員発議により決議が提出され、全会一致で可決されました。）

宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議

日本は法治国家であるからこそ“法令遵守”を実現するためには、市長・副市長のみならず、市職員が一丸となって“法令遵守”を守らせる社会や環境をいかに構築するかということが求められているのです。さもないと“法令遵守”は、砂上の楼閣である。

だからこそ、市長は、誰よりも率先して条例を守る義務があり、そして、市長は、条例に従って予算を執行することが責務となっているのです。

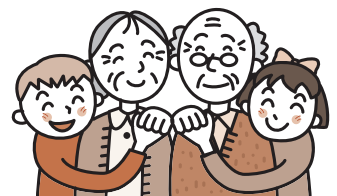
9月17日の議案審査特別委員会において『敬老祝品としてギフト券を配布したこと』を初めて知らされ、議員全員は、あ然といたしました。何故ならば、議案第65号の「かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例」の提案がなされる前に、条例をないがしろにし、すでに、祝金ではなくギフト券として執行していたからです。

この行為は、“明白な法令遵守違反”であり、かつ、議会軽視でもあります。

市長は、これまで何回となく、議会に敬老祝い金の削減を提案してまいりましたが、「長年にわたり社会に貢献された方々に対して、敬愛の精神と高齢者自らの生活意欲の向上」を目的とした事業であり、「この敬老の精神が、相手を重んじる行動を育てる」との観点から、議会は、これを否決し、平成25年第1回定例会においても、これを否決したばかりであります。

よって、“法令遵守”の点から、更には、この敬老の精神を具現するべく、敬老祝金の給付を強く勧告するものである。

以上、決議する。



地方税財源の充実確保に向け、 国に意見書提出！

5月22日に開催された全国市議会議長会第89回定期総会で、「地方税財源の充実確保に関する決議」が議決され、7月23日開催の地方財政委員会及び8月1日開催の国会対策委員会において、地方税財源の充実確保に向けて、政府・与党等関係各方面に対して強力に実行運動が行われており、かすみがうら市議会としても、国の関係機関に意見書を提出しました。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
2. 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
 - (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
 - (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。